

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 12 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部(局) 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健福祉分野の各種業務等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）等の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布されました。改正法のうち、ヤングケアラーの関係については、公布日施行であるため、本日付で、こども家庭庁より、「「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（こ支虐第 265 号令和 6 年 6 月 12 日付こども家庭庁支援局長通知。以下「施行通知」という。）が別添 1 のとおり発出されたところです。

これを踏まえ、精神保健福祉分野の各種業務等において、ヤングケアラーを把握した場合の対応等について下記のとおりお示ししますので、関係各位におかれましては、貴局管内の市区町村の関係部局及び関係機関に周知いただくとともに、適切なお対応をお願いいたします。

なお、別添 2 のとおり、精神科医療機関、訪問看護事業者等の関係団体に対し、ヤングケアラーを把握した場合にご協力をお願いしたい対応等について、こども家庭庁支援局虐待防止対策課と連名で事務連絡していることを申し添えます。

記

1. ヤングケアラーの把握及びこども家庭センター等との連携について

改正法により子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）については、特に優先的に支援を行う必要性が高いケースとして、保護者に病気や障害

があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであるなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間になっているケースが想定されるところです。

施行通知においては、こうしたケースの把握にあたり、都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療））、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯について状況を確認することや、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促すなど、精神保健福祉分野との連携も効果的であること等をお示ししております（施行通知 一の3（1）②参照）。

都道府県等の精神保健福祉担当部局におかれては、施行通知でお示ししているとおり、特に優先的に支援を行う必要性が高いヤングケアラーの把握・支援につなげるため、自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳等の業務や、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関における相談業務、アウトリーチ活動等の中で、支援対象者の状況や家族構成、こども・若者の様子などから、ヤングケアラーであると疑われるこども・若者がいることを把握した場合には、市区町村のこども家庭センター等に情報提供をいただくなどの御協力をお願いいたします。

2. ポスターの周知等

ヤングケアラーに気づくためのヒント等をまとめたポスターとして、別添3「ヤングケアラーに気づくために」を作成しておりますので、都道府県等の精神保健福祉担当部局や精神保健福祉センター、保健所等の相談機関に掲示いただくなど、精神保健福祉関係事務に従事する職員等に周知をいただきますようお願いいたします。